

令和4年度

# 川口市いじめから子どもを守る委員会

## 活動状況報告書

(令和4年4月～令和5年3月)

川口市いじめから子どもを守る委員会

## 目 次

1	いじめから子どもを守る委員会の概要	1
(1)	設置の経緯	1
(2)	所掌事務	1
(3)	委員	1
(4)	委員による面接相談	1
(5)	定例会	1
(6)	調査・調整	2
2	活動について	2
(1)	活動状況	2
(2)	啓発・研修	2
(3)	周知・広報	3
(4)	その他	4
3	相談ケースと対応状況	4
(1)	校種及び学年	4
(2)	受付種別及びその後の対応	4
(3)	調査・調整活動	4
(4)	いじめの発生場所	4
(5)	いじめの態様	4
(6)	相談者	4
4	委員活動から見えてきた課題	5
5	一年を振り返って	5

### 参考資料

- 別紙1 川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例
- 別紙2 川口市いじめから子どもを守る委員会規則

# 1 いじめから子どもを守る委員会の概要

## (1) 設置の経緯

子どもが将来に明るい希望を持って生活し、学び、健やかに成長できるまちの実現のため、いじめの防止・早期発見・対応に関する市及び学校の責務、保護者・子ども関連団体・関係機関等並びに市民の役割を明らかにし、いじめの防止等に関する施策の基本的事項及び組織について必要な事項を定める「川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例」が平成29年4月1日に施行された。

同条例に基づく新たな取り組みとして、市立学校各校に、学校全体でいじめの防止に取り組むための中心的な役割を担う「いじめ対応教員」を任命した。また、いじめの相談に対応するための「川口市いじめから子どもを守る委員会」を設置し、同年5月より相談業務を開始した。

## (2) 所掌事務（条例第16条）

- ・いじめ（いじめの疑いがある場合を含む。）に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- ・いじめに関する救済の申立てに基づき、いじめの事実の有無の調査、調整、勧告又は是正の要請を行うこと。
- ・市長に対し、いじめの再発防止及びいじめの問題の解決を図るための方策の提言等を行うこと。

## (3) 委員

角南 和子 （弁護士 ※委員長）  
宮下 聡 （教育関係者）  
星野 崇啓 （小児科・児童精神科医）

## (4) 委員による面接相談（要予約）

相談日 … 第1～3木曜日、午後

予約電話 … 048-258-4093

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）8時30分～17時15分

メール … [mamoru@city.kawaguchi.saitama.jp](mailto:mamoru@city.kawaguchi.saitama.jp)



相談入力フォーム・・・

## (5) 定例会

相談ケースの共有、意見交換、今後の対応等に関する委員会としての意思統一を図るため、毎月1回開催。

## (6) 調査・調整

救済申立て等に基づき、いじめの事実の有無に関する調査を実施し、必要に応じ、いじめの防止等のための調整を行う。

## 2 活動について

### (1) 活動状況

月	内 容	件数	月	内 容	件数
R4 4	面接相談 電話 メール	0 2 0	10	面接相談 電話 メール	0 0 0
5	面接相談 電話 メール	1 0 0	11	面接相談 電話 メール	0 2 1
6	面接相談 電話 メール	0 3 0	12	面接相談 電話 メール 第2回交流会	1 1 0
7	面接相談 電話 メール 調査・調整	1 0 0 2	R5 1	面接相談 電話 メール	1 2 0
8	面接相談 電話 メール 第1回交流会	1 0 0	2	面接相談 電話 メール 入力フォーム 調査・調整	3 4 1 3 1
9	面接相談 電話 メール	0 0 0	3	面接相談 電話 メール 入力フォーム 第3回交流会	3 1 0 0

\* 定例会（毎月）

### (2) 啓発・研修

「いじめ対応についての交流会」

目 的：学校現場におけるいじめの早期発見や、その後の適切な対応方法について、委員と教職員が具体的な事例に基づく意見交換等により学び、問題対応能力の向上を図る。

○第1回交流会 小学校限定

日 時：令和4年8月2日（火）午前9時30分～12時00分

場 所：人財育成センター 3階 セミナーホール

出席委員：3人（角南 和子、星野 崇啓、宮下 聡）

参 加 者：6人（定員10人程度募集）

〈内容〉

いじめについて、どのような対応がいじめられている子を守ることになり、いじめた子が自分を振り返れるようになるか、委員と教員が直接意見交換を行う。  
星野委員による「子どもの発達といじめ」と宮下委員による「いじめが起きた時の保護者対応」の講義を行った。

○第2回交流会 中学校限定

日 時：令和4年12月26日（月）午前9時00分～午前12時00分  
場 所：川口市役所第二庁舎 地階 第1、第2会議室  
出席委員：3人（角南 和子、星野 崇啓、宮下 聡）  
参 加 者：7人（定員10人程度募集）

〈内容〉

事前に資料を送付し、いじめを深刻化させない初期対応についてグループ討議をし委員と教員で意見交換を行う。星野委員による「子どもの発達といじめ」宮下委員による「いじめが起きた時の保護者対応」角南委員長による「子どもの意見のきき方」の講義を行った。

○第3回交流会 小学校限定

日 時：令和5年3月27日（月）午前9時00分～午前12時00分  
場 所：川口市役所第二庁舎 地階 第1、第2会議室  
出席委員：3人（角南 和子、星野 崇啓、宮下 聡）  
参 加 者：10人（定員10人程度募集）

〈内容〉

事前に資料を送付し「いじめ対応における正しさの伝え方」についてグループ討議をし委員と教員で意見交換を行う。星野委員による「子どもの発達といじめ」宮下委員による「いじめが起きた時の保護者対応」角南委員長による「子どもの意見のきき方」の講義を行った。

(3) 周知・広報

- ・ 広報かわぐち 相談窓口ページ及び裏表紙に毎号固定記事掲載  
いじめ撲滅強調月間特集記事掲載（11月号）
- ・ ホームページ 当委員会ページ随時更新  
市トップページにスライドバナーを掲載
- ・ 相談受付入力フォーム設定（新規） 入力フォーム付きチラシ配布
- ・ 相談受付メールアドレス設定 mamoru@city.kawaguchi.saitama.jp
- ・ チラシ・カード配布 市内小・中学校・高等学校・特別支援学校
- ・ ポスターの掲示 市役所及び市内公共施設、市内掲示板  
市内小・中学校・高等学校・特別支援学校
- ・ その他掲載媒体 子育てガイドブック  
男女共同参画啓発誌「カラフル」  
自殺対策関連相談窓口一覧

(4) その他

- ・先進都市視察研修 西東京市 子ども相談室 ほっとルーム  
委員会受付電話での聴く力や対応能力の向上、及び情報の収集・活用能力の向上を目途とした、視察研修を行った。

### 3 相談ケースと対応状況

(1) 校種及び学年

校種	学年	ケース数					
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
小学校	2	3	4	0	2	2	13
中学校	2	2	2				6
高校	0	1	0				1
その他	0						0
							20

(2) 受付種別及びその後の対応

電話	来庁	メール	入力フォーム	合計
15	0	2	3	20

- 【内訳】 ・電話、メールのやりとりで終了 13 ケース  
・面接相談実施 7 ケース (延べ11回)

(3) 調査・調整活動

内容	ケース数	対応数
学校訪問	2	3

(4) いじめの発生場所

学校	子ども関連団体	放課後児童クラブ	塾	インターネット	家庭
18	0	0	0	1	1

(5) いじめの態様 (複数)

暴力	暴言・悪口	無視・仲間はずれ	器物隠匿・破損等
6	11	3	4
インターネット	差別	性的いじめ	金品のたかり・恐喝
2	2	2	0

(6) 相談者

本人	父	母	親族	友達	先生	近隣知人	不明	その他
6	1	8	2	0	1	2	0	0

## 4 委員活動から見えてきた課題

- (1) 入力フォームの利用を開始できたが、面接相談を希望しているかどうか不明瞭に思われる内容があり、返答までに日数が経過したものがあつた。今後、入力フォームによる連絡が増えると思われるので、受け付けた後の流れを整えておく必要がある。
- (2) 子どもからの電話で、委員の面接相談につながるのではなく、相手に話を聞いてもらうことで気持ちが落ち着いて電話が終わり、後日再度同じ子どもから同様の電話が入つたというケースがあつた。電話対応は面接相談の受付という位置づけではあるが、今後、このような電話にも適切に対応できるように条件整備をしていく必要があるだろう。
- (3) 3学期になつての相談案件において調整活動が必要と判断したケースがあつたが、委員会内で緊急に意見調整を行い調整先にあたる学校との日程調整を行つたものの、対象児童の卒業も間近に迫つていたため十分な時間的余裕がなく、学校・家族とも不快感の残る結果となつてしまつた。今後同様な案件を発生させないために、相談日の設定やインターネットを利用した調整活動の実施など、選択肢を幅広くもつて対応することを検討する必要がある。
- (4) 交流会を、小学校と中学校で分けて行うことで、事例についてのグループ協議がより充実したものになつた。これまでどおり、教員が参加しやすいように学校の長期休業中に行い、小学校教員向けを2回（夏休みと春休み）、中学校教員向けを1回（冬休み）実施した。事例を通じた教員同士の交流が実現する場となつているので、実施の頻度や時期をさらに検討していく必要があるだろう。

## 5 一年を振り返って

角南 和子 委員長

令和4年度は年度の途中からですが入力フォームを使うようになり、電話受付時間以外にも相談者からの連絡を受け付けられるようになりました。使用開始後に相談が続けて入つたことから、相談をしたいと考えている方々のニーズに応えられるようになったと感じました。

また、1月には、子どもの権利条約を持ち、委員による面接相談だけでなく相談員による電話相談も行っている西東京市に見学に行き、相談員に電話でつながっていることが子どもの心の支えになるケースがあることを知りました。見学のしばらく後に、小学生の男子から電話があり、受付担当者が子どもの思いを傾聴したところ、後日同じ子どもが電話をしてきたというケースがありました。

話の内容からは調整活動が求められるようなケースではなく、また、面接相談の案内をしたものの本人が求めなかつたので面接相談にはつながらなかつたのですが、自分の思いをしっかりと聞いてもらえたという体験がその子どもをエンパワーし、再度の電話につながつたと思われるケースでした。委員が直接面接相談をするだけでなく、電話をかけてきた人の思いを受け止め、気持ちを共有してもらえたと感じてもらふことも、当委員会に求められている役割なのではないかと考えさせられました。

先生たちとの交流会については、これまでは小中学校の先生を分けないでいましたが、小学校と中学校では先生方が何に困り感を持っているかが異なる様子があったので、今年度は、小学校の先生を対象として2回、中学校の先生を対象として1回行いました。異なる学校の先生方同士が交流できるよう、事例を設定して、生徒や保護者への対応をグループで話し合ってもらって時間を設けました。事例は、当委員会で扱ったケースを素材に作成したので、参加した先生方が、実際に同じような場面に直面し同じような悩みを持つ内容にできました。このような工夫もあってか、アンケートでは、他の学校の先生と話せたことで視野が広がったという声が聞かれ、先生同士の交流が実現したので、これまで試行錯誤し続けてきた交流会の持ち方がある程度固まってきたようにも思われました。

委員会が発足して6年が経過し、受付の仕方から交流会の持ち方まで活動内容の一つ一つについて、委員と事務局である青少年対策室と一緒に悩みながら工夫を重ねてきた成果が、次第に形になってきたように思われた1年でした。

宮下 聡 委員

私が担当した面接相談では、抱えている問題は深刻であるにもかかわらず、相談者の方は話を進める中で心を開いて本音を語ってくれました。これは、事前に受付窓口となった委員会事務局担当の方の電話による対応のおかげと感謝しています。いじめの問題で悩む子どもや保護者など、相談者が求めているのは、無条件で話を聞いて思いを受けとめてくれる他者の存在であり、子育てと教育にはそうした場がもっとつくられなければならないことあらためて実感しています。

先生方を対象とした「交流会」や調整活動として行った学校訪問では、うまくいかないことを責め合うのではなく理解し合う環境づくりが必要であることを感じました。保護者は学校に対して「子どもの辛さを分かってくれない」と不満を持ち、学校は「やれることを精一杯やっているが限界があることを分かしてほしい」と思っています。学校も保護者も双方がそれぞれの思いを理解した上で互いに胸襟を開いて、「どのようにしたら子どもを苦しめている問題を改善できるか」という話し合いに進まなければ子どもは救われません。しかし、一般市民でもある学校の教職員ならば一般市民である保護者の立場を理解することはできても、教職員でない保護者の方に学校の事情を理解することは求められません。この一年間、いつも私たちが調整活動を行うことで、学校保護者双方が互いの事情について少しでも理解し合えたならと思って臨んできましたが、時間不足と力不足で十分にできなかったことが悔やまれます。

いじめ防止対策推進法では、「子どもの人間関係の中で対人トラブルが起きてどちらかが苦痛を感じたらいじめである」とされています。そうすると、人間関係づくりを学ぶ過程にある子ども集団の中で対人トラブルが起きることも、その結果どちらかが苦痛を感じることも当然のこととなり、子ども集団の中でいじめが起きることは避けられないこととなります。ですから、私たちは問題の立て方を変える必要があります。いじめを起こさないために何をするのかではなく、起きたいじめを深刻化・重大事態化させないために何ができるのか、いじめで傷ついた子どもの思いに共感しその子をどう支えるのかを考えるべきです。そのためには、いじめの未然防止に努めつつも、いじめを「本来起きないはずのもの」と捉えるのではなく、「起きてしまうもの」という認識に立って子どもの苦痛に心を寄せ、いじめ（苦痛）が起きた後の対応をていねいに進めることが必要です。

まずは、辛い苦しいと思った子どもが思いを気軽に訴えられる窓口や環境をつくることです。その意味で本委員会の意義と役割はますます大きくなっていると思われれます。



2020年から続いたコロナ禍もまだまだ不安は残しつつ、終息の兆しもみえてきた昨今です。3年間という時間は、大人からすればあっという間でしたが、子どもの成長過程の中では大きなものであったと思います。当時小学4年であった子どもは中学生になり、中学1年であった子は高校1年になり…、コロナウィルス感染に翻弄され、みんなで苦労した学生生活は何を残したのか、これから少しずつ分かってくるのだろうと思っています。せっかく一段落迎えたところではありますが、コロナ禍以前の生活とはどのようなものだったかをいざ思い出してみようとしても、なかなか難しいことを感じています。苦しい期間ではありましたが、コロナ禍を体験してわかった本来の日常の困難さもあったのではないかと思います。いじめの問題はまさにそのうちの1つだったかもしれません。

当委員会が発足して早6年が経過しましたが、コロナ禍突入前の3年と後の3年をきれいに二分しています。コロナ禍を体験する前は一定頻度であったいじめ相談が、コロナ禍を迎え激減したことは印象的でした。徐々に変異株が出現し、オミクロン株という感染力は強いながらも致死性の低い変異株に変わるとともに、対人交流は緩和され、少しずついじめ相談が増えていきました。今更ではありますが、いじめは集団から孤立しまいとして他者を孤立させる関係性の病理です。みなが危機感をもち、私語を慎み、個食が徹底されていた環境下では奇妙な集団の一体感によりいじめが発生しづらいののかもしれません。もちろんコロナ禍は異常事態ですが、コロナ禍からの回復はもとの現状に戻るだけでなく、あらためて人が人をつながる意味を考える必要があるのだと考えています。

交流会では、主に初期対応でしばしば陥りがちな過ちをテーマにしました。ただ一方的にいじめを断罪しても、また関係者一人一人の意見ばかりきいて大人の判断をあいまいにしても状態は悪化します。いかに子ども同士の関係性が健全であるべきかというイメージを大人が強くもち、共有してゆくことが学校のみならず社会として求められているのだろうと考えています。

# 參考資料

## ○川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例

平成28年12月22日

条例第70号

### 目次

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 基本的施策（第10条・第11条）

第3章 いじめ対応教員（第12条—第14条）

第4章 川口市いじめから子どもを守る委員会（第15条—第31条）

第5章 雑則（第32条）

第6章 罰則（第33条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、すべての子どもは一人の人間としての尊厳及び人権を有する存在であり、いじめはこれを脅かし、侵害するものであるとの認識の下、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下これらを「いじめの防止等」という。）に関する市及び学校の責務、保護者、子ども関連団体及び関係機関等並びに市民の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等に関する施策の基本的事項及び所要の組織について定めること等によりいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、子どもは社会全体で育むものという理念を市民と共有し、地域社会を挙げて、子どもが将来に対して明るい希望が持てる環境の中で生活し、学び、及び健やかに成長することができるまちを実現することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人間関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットその他の電気通信技術を用いる方法により行われる

ものを含む。)であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(幼稚部を除く。)及び高等専門学校をいう。

(3) 子ども 学校に在籍する児童及び生徒並びにこれらの者と等しくいじめの防止等の対象とすることが適当と認められる者をいう。

(4) 保護者 親権を有する者、未成年後見人その他子どもを現に監護する者をいう。

(5) 子ども関連団体 放課後児童健全育成事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する事業をいう。)の受託事業者、地域スポーツクラブ(スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第21条に規定する住民が主体的に運営するスポーツ団体をいう。)又はスポーツ教室(子どもの参加があるものに限る。)、学習塾その他の子どもが参加する活動に係る事業を行うものをいう。

(6) 関係機関等 児童相談所、警察署、法務局その他のいじめの防止等に関する機関及び団体をいう。

(7) 市民 市内に住所を有し、在勤し又は在学する者をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等に関する施策は、全ての子どもが安全に、かつ、安心して成長し、子どもの最善の利益が実現できるよう、地域社会を挙げて実施されなければならない。

2 子どもは、人との豊かな人間関係を築き、互いに相手を尊重するものとする。

3 市、学校、保護者、子ども関連団体、関係機関等及び市民は、子どもは社会全体で育むものという認識を共有し、それぞれの責務又は役割を自覚し、主体的に行動することにより、いじめの防止等に地域社会を挙げて取り組むものとする。

(子ども及び保護者の相談)

第4条 子どもは、いじめを受け、いじめに関わり、又はいじめの事実を知った場合(いじめの疑いを認めた場合を含む。)には、学校、市、子ども関連団体又は

関係機関等に相談することができる。

- 2 子どもからいじめに関する相談を受けた学校、市、子ども関連団体又は関係機関等は、当該相談をした子どもが当該相談したことを理由としていじめを受けることがないように、最大限の注意を払わなければならない。
- 3 保護者は、いじめの事実を知った場合（いじめの疑いを認めた場合を含む。）には、子どもの意見を踏まえて、学校、市、子ども関連団体又は関係機関等に相談することができる。

（市の責務）

第5条 市は、いじめの防止等のための施策を推進するため、学校、保護者、子ども関連団体、関係機関等及び市民と連携して、いじめの防止等に取り組むものとする。

- 2 市は、市が設置する学校（以下「市立学校」という。）に対し、市が定める法第12条に規定する地方いじめ防止基本方針及び当該学校が定める法第13条に規定する基本的な方針に基づき、いじめの防止等のための具体的な取組の状況を検証又は評価するものとする。
- 3 市は、いじめに関する相談を受け付けるための体制を整備し、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市は、いじめの防止等のための施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（学校及び学校長をはじめとする教職員の責務）

第6条 学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、自らのいじめの防止等に係る姿勢を示すこと並びに日常の学級づくり及び学習指導の充実が、子どもの教員に対する信頼を生み、子どもと子どもとのより良い関係の構築につながるとの見地に立ち、必要な措置を実施するよう努めるものとする。

- 2 学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、当該学校のいじめ対策委員会（法第22条に規定する学校におけるいじめの防止等の対策のための組織をいう。以下同じ。）を中心に、学校全体でいじめの防止等に関する取組を推進するものとする。
- 3 学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、平素から子どもの様子を細心

の注意をもって観察するように努め、いじめの事実の発見に取り組むものとする。

4 学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、いじめの事実を知った場合には、当該学校がいじめ対策委員会を中心に、速やかに適切な対応を講じ、その内容を直ちに市に報告するものとする。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、子どもの養育及び発達に責任を持つ立場であることを自覚するとともに、学校その他の機関からいじめの防止等について協力を求められた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

(子ども関連団体の役割)

第8条 子ども関連団体は、子どもが安全に、かつ、安心して過ごすことができる環境づくりに特に配慮するものとする。

2 子ども関連団体は、市、学校、保護者、市民又は関係機関等からいじめの防止等への協力を求められた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第9条 市民は、地域社会が子どもの成長を見守ることが全ての子どもの成長発達に資し、いじめの防止等に有効であることを認識し、市、学校、保護者、子ども関連団体又は関係機関等からいじめの防止等への協力を求められた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

## 第2章 基本的施策

(市の基本的施策)

第10条 市は、いじめの防止等を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 子ども関連団体及び市民に対するいじめに関する理解を深めるための啓発活動
- (2) 市立学校の教職員に対するいじめの防止等のための対策に関する研修の実施
- (3) いじめの防止等を目的とする子どもの自主的活動に対する支援
- (4) いじめを受けた子ども及びいじめに関わった子どもの保護者に対するいじめの防止等のための適切な支援
- (5) いじめの相談及びいじめへの対応に関する支援を行うための指導主事(地方

教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第2項の指導主事をいう。））、教育相談支援員、子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者等の学校への派遣

- 2 教育委員会は、市立学校におけるいじめの防止等のための対策の実施状況、いじめへの対応状況等について調査、検証又は評価を行い、必要と認めるときは、当該市立学校に対し、いじめの防止等のために必要な措置について指導又は助言を行うものとする。

（学校の基本的施策）

第11条 学校は、いじめの防止等を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) いじめの防止等を目的とする当該学校に在籍する子どもの自主的活動に対する支援
- (2) いじめの防止等のために行う他の学校との間における必要な情報の共有及び連携協力
- (3) 当該学校に在籍する子どもがいじめについて主体的に考え、行動するための力を育成する取組

### 第3章 いじめ対応教員

（選任）

第12条 市立学校は、当該市立学校におけるいじめの防止等に関する責任体制を確立するため、次条に規定する事項を担当する教員（以下「いじめ対応教員」という。）を置く。

- 2 いじめ対応教員は、当該市立学校の校長が任命する。

（職務）

第13条 いじめ対応教員は、校長の命を受け、次の事項を担当する。

- (1) いじめに関する情報を教職員で共有するために必要な措置を講ずること。
- (2) 子ども、保護者、子ども関連団体、市民等からのいじめ（いじめの疑いがあると認める場合を含む。）に係る相談に応じ、助言その他の措置を速やかに行うための会合を開催すること。
- (3) いじめの防止等のための措置を講ずるため必要な場合には、いじめ対策委員会を招集すること。

- (4) いじめの事実があると疑われる場合において、いじめの事実の有無に関する調査をし、必要な措置を講ずること。
- (5) 子ども関連団体又は関係機関等に対し、いじめの防止等のために必要な措置及び協力を求めること。
- (6) 次章に定める川口市いじめから子どもを守る委員会その他の機関と連携して、いじめに関する調査又は調整活動を行い、これらの機関に協力すること。  
(いじめ対策委員会を招集する権限の付与等)

第14条 市立学校は、いじめ対応教員に対し、いじめ対策委員会を招集し、主宰する権限を付与する等いじめ対応教員がいじめの防止等のための適切な対策を講ずることができるよう必要な支援をしなければならない。

2 市立学校の教職員は、いじめの事実を認めたとき（いじめの疑いがあると認める場合を含む。）は、いじめ対応教員に報告するとともに、いじめの防止等に関する対策に関しいじめ対応教員に協力するものとする。

#### 第4章 川口市いじめから子どもを守る委員会

(設置)

第15条 市は、いじめ（いじめの疑いがある場合を含む。）に関する相談に応じ、必要な調査、調整等を行うため、川口市いじめから子どもを守る委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第16条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) いじめ（いじめの疑いがある場合を含む。）に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) いじめに関する救済の申立てに基づき、いじめの事実の有無の調査、調整、勧告又は是正の要請を行うこと。
- (3) 市長に対し、いじめの再発防止及びいじめの問題の解決を図るための方策の提言等を行うこと。

(組織)

第17条 委員会は、委員3人をもって組織する。

(委員)



第18条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 教育関係者
  - (2) 子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者
  - (3) 学識経験者
- (委員の任期等)

第19条 委員の任期は、2年とする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を解嘱することができる。
  - 4 委員は、非常勤とする。
- (委員長)

第20条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
  - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。
- (会議)

第21条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。
  - 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (権限の委任)

第22条 委員会は、第16条に掲げる事務に関し有する権限の一部を委員に行わせることができる。

(委員の義務)

第23条 委員は、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、市、学校等と相互に連携協力を図るものとする。

- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会への協力等)

第24条 市並びに学校及び教職員は、委員会の職務の遂行に関し、積極的に協力するものとする。ただし、委員会の子どもへの調査に関する協力については、当該子どもに過度な負担が生じないよう配慮するものとする。

2 市又は学校若しくは教職員以外の者は、委員会の職務の遂行に協力するよう努めるものとする。

(相談及び救済の申立て)

第25条 何人も、委員会に対し、市内に住所を有し、在勤し又は在学する子どもに係るいじめ(いじめの疑いがある場合を含む。)に関する相談をし、いじめに関する救済の申立てをすることができる。

2 いじめに関する救済の申立ては、書面又は口頭で行うことができる。

(調査等)

第26条 委員会は、前条の規定により受けた相談について、必要があると認めるときは、相談をした者の意見を踏まえて、当該相談に係る子どもが在籍する学校等に対し、当該相談の内容について情報を提供するとともに、いじめの事実の有無について調査するよう求め、又は自ら調査することができる。

2 委員会は、前条の救済の申立て(以下「救済の申立て」という。)がされた場合には、調査をすることが明らかに適当でないと認めるときを除き、当該救済の申立てに係る子どもが在籍する学校等と共同して、当該救済の申立てに係る事実の有無について調査を行うものとする。ただし、当該救済の申立てに係る子どもからの要請がある場合その他共同して調査することが適当でない事情があると認めるときは、委員会は、単独で調査を行うことができる。

3 委員会は、救済の申立てが救済に係る子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において、その調査を行おうとするときは、当該子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況等を考慮し、委員会が当該同意を得る必要がないと認めるときは、この限りでない。

(調査の方法)

第27条 委員会は、前条の調査のため必要があると認めるときは、救済の申立てに係る者に対し、説明を求め、その保有する文書その他の記録の閲覧若しく

は提出を要求し、又は救済の申立てに係る事実を明らかにするために適当な措置を講ずることができる。

2 委員会は、学校等と共同して調査を行っているときは、当該学校のいじめ対応教員の調査方法に関する意見を尊重するものとする。

3 委員会は、当該救済の申立てに関して調査の必要がないと認めたときは、調査を中止し、又は打ち切ることができる。この場合において、学校と共同して調査を行うときは、当該学校の同意を得るものとする。

(調整)

第28条 委員会は、調査の結果、必要があると認めるときは、学校と共同して又は単独で、いじめの防止等のための調整を行うものとする。

(勧告等)

第29条 委員会は、いじめの事実があったものと認める場合において、当該いじめを受けている子どもが在籍する学校又は市が当該いじめへの対応を適切に行っていないと認めるときは、当該学校又は市に対し、是正の措置を講ずるよう勧告することができる。

2 前項の勧告を受けた学校又は市は、これを尊重しなければならない。

3 委員会は、第26条若しくは第27条の調査又は前条の調整の活動の結果、必要があると認めるときは、いじめの再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を市長に対して行うことができる。

(是正等の要請)

第30条 委員会は、第26条若しくは第27条の調査又は第28条の調整の活動の結果、必要があると認めるときは、学校又は市以外のものに対し、是正等の措置を講ずるよう要請することができる。

(活動状況の報告及び公表)

第31条 委員会は、毎年、活動状況を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告の内容を、市議会に報告し、及び市民に公表しなければならない。

## 第5章 雑則

(委任)

第 3 2 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第 6 章 罰則

(罰則)

第 3 3 条 第 2 3 条第 2 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 5 3 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

○川口市いじめから子どもを守る委員会規則

平成 29 年 3 月 31 日

規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例（平成 28 年条例 70 号。以下「条例」という。）第 32 条の規定に基づき、条例第 15 条に規定する川口市いじめから子どもを守る委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 委員会の会議は、公開しない。

(身分証明書の携帯)

第 3 条 委員会の委員は、条例第 26 条の規定による調査又は条例第 28 条の規定による調整を行う場合においては、別記様式の身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(庶務)

第 4 条 委員会の庶務は、子ども部青少年対策室において処理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(写真)	身分証明書	第	号
	氏名		
	生年月日	年	月 日
<p>上記の者は、川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例第26条の規定による調査及び条例28条の規定による調整を行う権限を有する者であることを証明する。</p>			
	年	月	日
	川口市長		印

(裏)

川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例（抜粋）  
（調査等）

第26条 委員会は、前条の規定により受けた相談について、必要があると認めるときは、相談をした者の意見を踏まえて、当該相談に係る子どもが在籍する学校等に対し、当該相談の内容について情報を提供するとともに、いじめの事実の有無について調査するよう求め、又は自ら調査することができる。

2 委員会は、前条の救済の申立て（以下「救済の申立て」という。）がされた場合には、調査をすることが明らかに適当でないときを除き、当該救済の申立てに係る子どもが在籍する学校等と共同して、当該救済の申立てに係る事実の有無について調査を行うものとする。ただし、当該救済の申立てに係る子どもからの要請がある場合その他共同して調査することが適当でない事情があると認めるときは、委員会は、単独で調査を行うことができる。

（調整）

第28条 委員会は、調査の結果、必要があると認めるときは、学校と共同して又は単独で、いじめの防止等のための調整を行うものとする。

川口市いじめから子どもを守る委員会規則（抜粋）  
（身分証明書の携帯）

第3条 委員会の委員は、条例第26条の規定による調査又は条例第28条の規定による調整を行う場合においては、別記様式の身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。